

## フィリピン会計税務解説

### 今回のテーマ：フィリピン法人における日本人駐在員の確定申告に対する 注意点②－留意点と計算イメージ－

P&A グラントソントン Japan Desk Director 伏見 将一

ドゥテルテ政権下における税制改革の中で、個人所得税の課税テーブルの変更が注目を集めている。この変更はフィリピン法人で働く日本人駐在員の個人所得税にも大きな影響を与える。現在、フィリピンの税務調査の対象は法人が中心であり、個人に及ばないことが多いため、日本人駐在員の確定申告を行っていない企業も散見されるが、各国の税務調査の動向を考慮すると、数年後にはフィリピンでも個人所得税の税務調査が本格化すると考えられる。

今回は納税義務者と適用税率について解説をした。今回は、留意点と計算イメージについて解説をする。

#### 確定申告のスケジュールと必要書類

日本人駐在員が確定申告を実施する場合、毎年1月1日から12月31日の所得について、翌年の4月15日までに申告を行う必要がある。

また、該当する申告書は、BIR Form No. 1700 であり、フィリピン法人からの所得と日本、その他海外関係会社からの所得が合算されて申告される。なお、既にフィリピン法人が納めている源泉徴収額について BIR Form No. 2316 - Certificated of Compensation Payment / Tax Withheld (源泉徴収票) を申告時に添付資料として提出する必要がある。

#### 確定申告上の留意点

確定申告に際しての留意点として、下記を紹介する。

- ・付加給付税 (FBT : Fringe Benefit Tax)  
管理者の立場にある従業員が受け取る住宅や車などに対する手当については、支給しているフィリピン法人が付加給付税を納税する義務がある。
- ・デ・ミニミス (非課税) 手当 (De Minims Benefits)  
有給休暇買取代、医療・ユニフォーム等の手当に関して一定の課税対象外の金額が定められている。当該手当については非課税手当とされる。
- ・受取利息・配当等その他収入  
受取利息・配当、株式の売買や譲渡から発生した所得等は、最終源泉税として納税することで完了となっているため、確定申告による追加の納税は発生しない。
- ・控除額  
下記の非課税枠・控除が定められている。  
賞与非課税枠 (Nontaxable bonus) : 82,000 ペソ  
基礎控除 (Personal exemption) : 50,000 ペソ  
扶養控除 (Additional exemption) : 1名につき 25,000 ペソ (フィリピンで一緒に生活している 21 歳までの子供 4 人まで)

・フィリピン人従業員への情報開示

日本人駐在員とフィリピン人従業員との給与格差が大きいため、駐在員の保安上の観点等から、フィリピン人従業員に対しては駐在員が親会社等から支給されている給与額は開示しないことが多い。また、確定申告業務を会計事務所が行い、当該業務契約自体を日本親会社と会計事務所間で契約することにより、フィリピン人従業員には駐在員が確定申告自体をしていることすら知られないという形をとることが多い。

**日本人駐在員 A 氏の計算例**

下記の条件の場合の確定申告の具体的な計算について説明していく。

対象：A 氏（40 歳） 日本の親会社からフィリピン子会社へ出向

家族：フィリピンで妻・子供 2 名（10 歳・8 歳） と同居

フィリピン滞在期間：1 月 1 日から 12 月 31 日

給与等情報：

・フィリピン

給与月額 150,000 ペソ・13 ヶ月及び 14 ヶ月ボーナスあり

支給総額 150,000 ペソ×14=2,100,000 ペソ

月次の源泉所得にて納税済みの金額：600,000 ペソ

・日本

給与月額 400,000 円・賞与夏・冬 2 回 賞与支給総額 1,750,000 円

支給総額 400,000 円×12+1,750,000 =6,550,000 円

6,550,000 円×為替レート (JPY-PHP) : 0.44=2,882,000 ペソ

なお、計算の便宜上、社会保険については考慮しない。

項目	金額(ペソ)	注
<b>【課税対象額】</b>		
フィリピン子会社からの支給総額	2,100,000	
親会社からの支給総額	2,882,000	
支給総額合計	4,982,000	
賞与非課税額	△82,000	
基礎控除	△50,000	
扶養控除	△50,000	
課税対象額	4,800,000	
<b>【個人所得税額】</b>		
500,000 ペソまでに対して	125,000	*1
500,000 ペソを超える部分に対して	1,376,000	*2
個人所得税額	1,501,000	
フィリピン法人源泉納付済み額	600,000	
確定申告による追加納税額	901,000	

\*1 累進課税テーブル

年間課税所得 (ペソ)	税額計算	税率
0~10,000	-	5%
10,001~30,000	500+10,000 を超える部分に対して	10%
30,001~70,000	2,500+30,000 を超える部分に対して	15%
70,001~140,000	8,500+70,000 を超える部分に対して	20%
140,001~250,000	22,500+140,000 を超える部分に対して	25%
250,001~500,000	50,000+250,000 を超える部分に対して	30%
500,001~	125,000+500,000 を超える部分に対して	32%

\*2 (課税対象額 4,800,000 ペソ △500,000 ペソ) × 32% = 1,376,000 ペソ

**審議中の改正個人所得税枠**

最後に、審議中の改正個人所得税枠をご紹介します。これは改正後、1年目に適用されるテーブルであり、2年目以降は異なったテーブルを適用することも検討されている。

年間課税所得 (ペソ)	税額計算	税率
0~250,000		0%
250,001 ~ 400,000	250,000 を超える部分に対して	20%
400,001 ~ 800,000	30,000+400,000 を超える部分に対して	25%
800,001 ~ 2,000,000	130,000+800,000 を超える部分に対して	30%
2,000,001 ~ 5,000,000	490,000+2,000,000 を超える部分に対して	32%
5,000,001 ~	1,450,000+5,000,000 を超える部分に対して	35%

この税改革により、増税となるのは、課税所得が約9百万ペソ（約2千万円）以上の場合であり、また、年課税所得が5百万ペソ以上の割合は、納税者の0.1%の為、ほぼ全納税者の個人所得税が減税となる。

2017年8月現在、上記の改正個人所得税枠については、税改革のパッケージ1として、下院を通過した上記の所得税は下院を通過している。今後の上院で審議に注目が集まっている。

以上

**お問合せ・ご相談**

P&A グラントソントン Japan Desk: 約200社のフィリピン日系企業に対して、監査、税務、アウトソーシング、会社設立、アドバイザー等会計全般サービスを日本人4名体制で提供している。

お問い合わせ: [Japan.Desk@ph.gt.com](mailto:Japan.Desk@ph.gt.com)

<http://www.grantthornton.com.ph/service/japan-desk1/>

-----  
 この Newsletter は、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、P&A Grant Thornton の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損害について、P&A Grant Thornton は責任を負いません。この Newsletter の情報を利用する必要がある場合、P&A Grant Thornton からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。  
 -----

© P&A Grant Thornton. All right reserved. P&A Grant Thornton is the Philippine member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. Services are delivered by the member firms independently.